

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	匿名・流動型犯罪グループ（トクリュウ） －匿名・流動型犯罪グループに係る国会論議を中心とした整理－
著者 / 所属	吉田 徳仁 / 前内閣委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	486 号
刊行日	2026-8-6
頁	146-161
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20260806.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

匿名・流動型犯罪グループ（トクリュウ）

— 匿名・流動型犯罪グループに係る国会論議を中心とした整理 —

吉田 徳仁

（前内閣委員会調査室）

1. 匿名・流動型犯罪グループの概要
2. 闇バイト（犯罪実行者の募集）
3. 闇バイト強盗
4. ニセ警察詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺を始めとする特殊詐欺
5. 預貯金口座等の金融サービスを悪用するマネー・ローンダリング
6. 悪質ホストクラブ問題
7. その他の犯罪
8. おわりに

1. 匿名・流動型犯罪グループの概要

匿名・流動型犯罪グループ（以下「トクリュウ」¹という。）は、令和5年7月3日の警察庁の資料で初めて分類された組織犯罪を行う集団の一類型であり²、「中核的人物の匿名化」と「犯罪実行者の流動化」という特徴を有する犯罪集団である。具体的には、グループの中核的人物が自らに捜査が及ぶことのないようにするため、匿名性の高い通信手段を使用して実行犯への指示をするなど、各種犯罪により得た収益を吸い上げる中核部分は匿名化される一方、犯罪の実行者はSNSでその都度募集され、検挙されても新たな者が募集されるなど流動化しているという特徴がある。

例えば、令和5年1月、東京都狛江市において発生した強盗殺人事件では、「ルフィ」などと名乗る首謀者らが匿名性の高い通信アプリ³である「Telegram」で実行犯に指示してお

¹ 「トクリュウ」という略語は、警察庁の若手が考えたものであり、略語を用いることで広く世間に警戒心を浸透させ、捜査現場へ強く意識付けることを狙ったとされる（露木康浩「警察庁長官、トクリュウと闘う」『文藝春秋』（令7.7）121頁）。

² 『警戒の空白を生じさせないための組織運営の指針』（令和5年7月3日付け警察庁乙官発第4号等の別添）と同時に示された、『警戒の空白を生じさせないために当面取り組むべき組織運営上の重点』（令和5年7月3日付け警察庁丙企画発第29号等の別添）で初めて分類された。

³ 匿名性の高い通信アプリとは、「Telegram」、「Signal」など、一定期間が経過すると通信履歴が消去されるな

り、その実行犯はSNS等に掲載された、いわゆる「闇バイト」に応募した者であった。

また、トクリュウは、警察による検挙を免れるため、通信サービスや金融サービスの匿名性を悪用し、その手口を刻々と変化、巧妙化させながら、組織的な強盗、組織的窃盗・盗品流通事犯、特殊詐欺、悪質ホストクラブ事犯、悪質リフォーム事犯⁴のほか、インターネットバンキングに係る不正送金事犯⁵等のサイバー事案に至るまで、近年、治安対策上の課題となっている多くの事犯に深く関与している⁶。

令和7年のトクリュウによるものとみられる主な資金獲得犯罪の検挙人員と各犯罪の全検挙人員における構成比率は、詐欺3,075人・32.4%、薬物事犯1,887人・12.9%、窃盗1,020人・1.1%、風営適正化法違反393人・46.6%、強盗304人・16.8%である⁷。

（１）暴力団、準暴力団、トクリュウ

まず、組織犯罪を行う集団である「暴力団」、「準暴力団」、「トクリュウ」を整理する。

ア 暴力団

従来、我が国における組織犯罪は、暴力団による犯罪がその典型であった。暴力団は、一般に、構成員同士で擬制的血縁関係を結び、封建的な身分律（親分・子分・兄貴分）に支配された関係や行動を、仁義、義理人情等と称する彼らの独特の虚飾の論理によって正当化しようとしているとされる⁸。法律上⁹、暴力団とは、その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為（殺人、傷害、強盗、暴行、脅迫、恐喝など）等を行うことを助長するおそれがある団体であるとされている（暴力団対策法第2条第2号）。

次に暴力団誕生までの流れを見る。国民生活を脅かす暴力集団は、我が国に古くから存在していたが、違法な賭場を開く「博徒」は、明治・大正期より治安上の大きな問題であった。そして、戦後の混乱期には、博徒に加え、縁日等で露店等を営んでいた「的屋」、繁華街等で違法行為を繰り返していた不良青少年から成る「愚連隊」等が、闇市を縄張とし、物資の販売、覚せい剤の密売等を行い、勢力を拡大するとともに、闇市の利権をめぐる対立抗争を繰り返し、昭和30年代には、これらの差異はほぼ消滅し、新たに形成された暴力集団を一括して「暴力団」と呼ぶことが社会的に定着したとされる¹⁰。

近年は、暴力団対策法・暴力団排除条例の運用や取締り、暴力団排除の取組や意識が社会に浸透してきたことを背景に、暴力団の勢力（構成員・準構成員の数）は全国的に

どの機能を有する通信アプリを指す。

⁴ 家屋修繕や水回り工事等の住宅設備工事やリフォーム訪問販売を装い、損傷箇所がないにもかかわらず家屋を故意に損傷させ、それを修理することで高額な施工料を要求する犯罪行為。

⁵ フィッシング（実在する企業等を装った偽のウェブサイトでアカウント情報番号等を不正に入手する手口）により、インターネットバンキング利用者のID・パスワード等を盗み、預金を不正に送金する事案。

⁶ なお、刑法犯全体の認知件数は平成15年から令和3年まで一貫して減少してきたが、それ以後は4年連続で前年を上回る状態が続いており、令和7年は、77万4,142件となった（令和3年は56万8,148件）。また、警察庁が実施した「治安に関するアンケート調査」によると、日本の治安について「よいと思う」旨回答した者は全体の60.3%を占める一方、ここ10年間で日本の治安に関し、「悪くなったと思う」旨回答した者は全体の79.7%を占める（警察庁『令和7年の犯罪情勢』2頁、24～25頁、警察庁『令和3年の犯罪情勢』1頁）。

⁷ 警察庁『令和7年の犯罪情勢』20頁、警察庁『令和7年1～12月犯罪統計【確定値】』9～10頁、37頁、警察庁『令和7年における組織犯罪の情勢【確定値版】』83頁

⁸ 国家公安委員会・警察庁『平成27年版警察白書』2頁

⁹ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）（以下「暴力団対策法」という。）

¹⁰ 警察庁『平成19年版警察白書』15頁

減衰を続けている¹¹。

イ 準暴力団

暴力団の勢力が減衰していく中、暴走族の元構成員等を中心とする集団に属する者が、暴力団等の特定の犯罪組織に属することなく、繁華街・歓楽街等において、集団的又は常習的に暴行、傷害等の暴力的不法行為等を行っている例がみられる。こうした集団は、暴力団のような明確な組織構造は有しないが、先輩・後輩、友人・知人といった人間関係に基づく緩やかなつながりで集団を構成しつつ、暴力団と密接な関係を有するとみられる者も存在する。同グループは、「半グレ集団」などと呼ばれていたが、平成24年に関東連合OBらが、東京都港区六本木のクラブ店内において男性客を金属バット等で殴り殺害した事件を契機に、警察は平成25年に「準暴力団」と位置付け、取締りを強化した¹²。

ウ トクリュウ

こうした中、近年、準暴力団に加えて、新たな特徴を有する犯罪集団が台頭しており、それが「トクリュウ」である。なお、準暴力団はトクリュウに含まれる。

トクリュウの中核的人物・活動実態について、警察庁は『令和7年における組織犯罪の情勢』において、最近の検挙事例等を踏まえると、トクリュウの中核的人物は、主に「暴力団構成員・元暴力団構成員」、「暴走族OBグループメンバー」、「風俗営業等関係グループメンバー」、「外国人犯罪組織メンバー」が確認されており、暴力団構成員等を中心にこれらの者が資金獲得活動の内容等に応じてお互いに連携し、あるいは連携相手を柔軟に変えながら、資金を獲得している実態が認められるとしている¹³。

エ 暴力団とトクリュウ（準暴力団を含む）の関係

暴力団とトクリュウ（準暴力団を含む）の大きな違いはその組織構造である。暴力団は上下関係や構成員が明確であるため、警察は暴力団対策法や条例に基づき、暴力団構成員等を把握し、規制することができる。他方、トクリュウは緩やかな結び付きによって成り立っており、メンバーなどの実態が把握しづらい構造になっている。

警察庁は、国内で活動するトクリュウと暴力団の関係については、暴力団が複数のトクリュウを配下に置き、犯罪行為を分担させることで、犯罪の不透明化を図るほか、暴力団構成員が減少する中で、トクリュウの人的資源を利用しながら、資金獲得活動の多様化を図っている状況が認められるとしている¹⁴。また、暴力団とトクリュウは共存共栄

¹¹ 平成3年に9万1,000人であった暴力団構成員等の数は、平成7年まで減少し、その後微増したが、平成17年からは一貫して減少し、令和7年には1万7,600人となった（警察庁『令和7年における組織犯罪の情勢【確定値版】』17頁）。

¹² 『平成26年の暴力団情勢』（警察庁）38頁によると、警察では8集団を準暴力団と位置付け（平成26年末時点）、そのうち「関東連合OBグループ」、「チャイニーズドラゴン」、「打越スペクターOBグループ」、「大田連合OBグループ」を準暴力団と位置付けていると公表している（いずれも暴走族が元々の母体である。）。

¹³ 同資料では、「中核的人物は、SNSのいわゆる「闇バイト」募集で実行犯を集めるリクルーター、犯罪に利用する他人名義の金融機関の口座等を調達するいわゆる「道具屋」、暗号資産交換業者を介さずに個人間で不正に暗号資産取引を行ういわゆる「相対屋」等の犯行ツールを提供する者を悪用しているほか、特に、外国人犯罪組織については、同胞の来日外国人の人脈も利用するなどしながら、検挙されるリスクを低減させつつ、違法なビジネスモデルを構築し、多額の犯罪収益を得ている実態が認められる」とされる（警察庁『令和7年における組織犯罪の情勢【確定値版】』3頁）。

¹⁴ 警察庁『令和7年における組織犯罪の情勢【確定値版】』5頁

の関係にあり、中には警察に把握されないよう、あえて暴力団構成員とならずに暗躍している者もいるという指摘もある¹⁵。

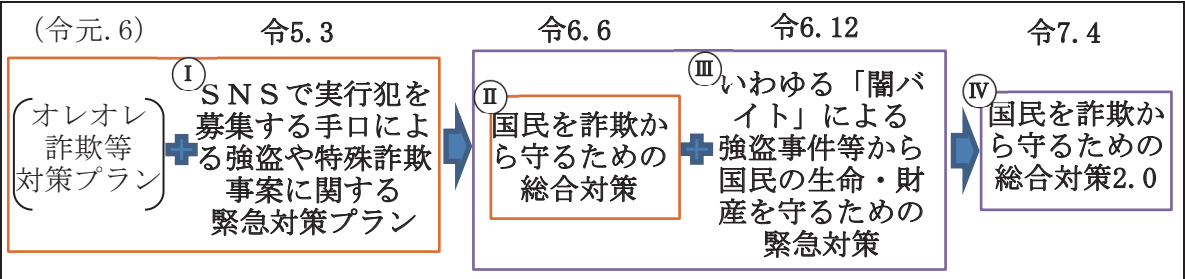
海外で活動するトクリュウと暴力団の関係性については、暴走族OBグループや外国人犯罪組織が関与し、カンボジア等を拠点に特殊詐欺を敢行していることが確認されているが、これらの拠点において、拠点の管理や日本人の架け子等の調達に暴力団が関与している実態が認められるとしている。なお、海外で活動するトクリュウについては、外国人犯罪組織が日本人の架け子の勧誘や被害金の移転(マネー・ローンダリング)について日本に在住する同胞の来日外国人を利用している実態も認められるとされている¹⁶。

(2) 政府のトクリュウに係る総合対策等

次に、政府によるトクリュウ対策の主な流れを概観する。

トクリュウ対策に関する省庁横断的な対策方針については、複雑化・巧妙化する犯罪に対抗するため、これまで犯罪対策閣僚会議において、図表1のとおり対策の追加・アップデートを行っている。例えば、Ⅲでは仮装身分捜査、Ⅳでは架空名義口座を用いた捜査等の導入が新たに掲げられた(各制度の詳細は後述)。

図表1 トクリュウに係る総合対策(Ⅰ～Ⅳ)等(犯罪対策閣僚会議決定)の関係図



※オレオレ詐欺等対策プラン(令和元年6月25日決定)はトクリュウ関連ではないが、緊急対策プラン(Ⅰ)では「オレオレ詐欺等対策プラン」とあいまって、必要な対策の推進を促すものである」とされている。

(出所) 筆者作成

図表2 トクリュウに係る総合対策等(犯罪対策閣僚会議決定)の主な内容

対策名	主な内容
Ⅰ SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン	●「実行犯を生まない」ための対策(「闇バイト」等情報に関する情報収集、削除、取締り等の推進/サイバー空間からの違法・有害な労働募集の排除/青少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させない教育・啓発) ●「実行を容易にするツールを根絶する」ための対策(個人情報保護法の的確な運用等による名簿流出の防止等の「闇名簿」対策の強化/携帯電話等の本人確認や悪質な電話転送サービス事業者対策の推進/預貯金口座の不正利用防止対策の強化/帰国する在留外国人の携帯電話・預貯金口座の不正譲渡防止)

¹⁵ 元警視庁警視の桜井裕一氏は「従来なら暴力団員になっていた者が、警察に把握されないように、組織の名簿に名前を載せず水面下で暗躍している可能性がある」、「特殊詐欺などの犯罪の背景には必ず暴力団があり、トクリュウと『共存共栄』して脅威となる」としている(『産経新聞』(令8.5.14))。元暴力団員の斎藤由則参考人は、衆議院法務委員会において「例えば、暴力団の人が暴力団をわざと破門、脱退して、それで5年以上経過して、暴力団ではなくなる。しかし、それは実際、仮面であり、そこを離脱していない。そういう形を取ってにおいて、今度、半グレになる。半グレになっていくと、暴力団には登録されていないので、自由に動ける」旨発言した(第219回国会衆議院法務委員会議録第5号13頁(令7.12.3)(※参考人質疑))。

¹⁶ 警察庁『令和7年における組織犯罪の情勢【確定値版】』5～6頁

(令和5年3月17日決定)	●「被害に遭わない環境を構築する」ための対策（防犯性能の高い建物部品、防犯カメラ等の設置に係る支援／高齢者の自宅電話に犯罪者グループ等から電話が架かることを阻止するための方策／パトロール等による警戒） ●「首謀者を含む被疑者を早期に検挙する」ための対策（犯罪者グループ等の実態解明に向けた捜査を含む効果的な取締りの推進／国際捜査の徹底・外国当局等との更なる連携）
Ⅱ 国民を詐欺から守るための総合対策（令和6年6月18日決定）	●「被害に遭わせない」ための対策（『SNS型投資・ロマンス詐欺対策』効果的な広報・啓発等／大規模プラットフォーム事業者に対する削除対応の迅速化や運用状況の透明化に係る措置の義務付け等、『フィッシング対策』フィッシングサイトの閉鎖促進、『特殊詐欺等対策』国際電話の利用休止申請の受付体制の拡充／SMSの不適正利用対策の推進） ●「犯行に加担させない」ための対策（「闇バイト」等情報の削除、取締り等の推進／青少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させない教育・啓発） ●「犯罪者のツールを奪う」ための対策（金融機関と連携した検挙対策の推進／預貯金口座の不正利用防止対策の強化等） ●「犯罪者を逃さない」ための対策（匿名・流動型犯罪グループに対する取締り及び実態解明体制の強化／SNS事業者における照会対応の強化／海外拠点の摘発の推進等）
Ⅲ いわゆる「闇バイト」による強盗事件等から国民の生命・財産を守るための緊急対策（令和6年12月17日決定）	●「被害に遭わせない」ための対策（SNSアカウントの開設時の本人確認の強化／防犯カメラの増設） ●「犯行に加担させない」ための対策（職業安定法に基づかない労働者募集が違法であることの周知／雇用仲介事業者に対する指導／若者に訴求力の高い方法による周知／インターネット・ホットラインセンターの体制強化） ●「犯罪者のツールを奪う」ための対策（国民が自らの個人情報適切に取り扱うための広報啓発／被害金追跡のための金融機関への照会・回答の迅速化） ●「犯罪者を逃がさない」ための対策（仮装身分捜査の在り方の検討／サイバー犯罪対策部門の体制強化／インターネットサービスの悪用の実効的排除に資する法制度の検討／海外事業者の情報提供の迅速化のための環境整備）
Ⅳ 国民を詐欺から守るための総合対策2.0（令和7年4月22日決定）	●SNS型投資・ロマンス詐欺対策／特殊詐欺対策（『犯行準備段階への対策』犯罪実行者募集情報の削除等の促進／非行集団等からの少年の離脱に向けた取組、『着手段階への対策』詐欺に誘引するダイレクトメッセージ等へのフィルタや警告表示／国際電話を必要としない人への利用休止の促進／迷惑電話、迷惑SMS等の受信防止サービスの無償化等の要請／発信者番号の表示の偽装手口への対策）、『欺罔段階への対策』変化する欺罔の手口に関する効果的な広報啓発、『金銭等の交付段階への対策』預金取扱金融機関や暗号資産交換業者によるモニタリングの強化／速やかに不正利用口座の凍結を行うことが可能となる枠組みの創設／架空名義口座を利用した新たな捜査手法の検討、『犯行後の捜査段階における対策』犯罪に悪用される通信アプリ等に関する被疑者間の通信内容等を迅速に把握するための手法の検討／仮装身分捜査の実施） ●ID・パスワード等の窃取・不正利用対策（『フィッシングサイトへの対策』生成AIを活用したフィッシングサイト判定、『ID・パスワードやクレジットカード情報の不正入手・利用対策』メールのなりすまし防止技術（DMARC）の導入推進、『マネー・ローンダリングや現金化への対策』、『犯行後の捜査段階における対策』家庭用インターネット通信機器の悪用に係る実態調査） ●治安基盤の強化等（警察・検察の態勢、装備資機材の充実強化／外国機関と連携した詐欺等対策や邦人保護の取組／情報技術解析の高度化／防犯カメラ設置等の防犯対策の強化／匿名・流動型犯罪グループの資金源への対策推進）

（出所）犯罪対策閣僚会議の資料を基に筆者作成

現在は、「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」(Ⅳ)に基づき、施策が講じられている。総合対策2.0(Ⅳ)では、主として、「SNS型投資・ロマンス詐欺対策／特殊詐欺対策」及び「ID・パスワード等の窃取・不正利用対策」について、具体的な対策を記載している。加えて、「治安基盤の強化等」として、組織的な窃盗や強盗、違法・悪質なホストクラブ営業やスカウト行為、薬物密売、オンラインカジノ等多岐にわたるトクリュウの資金源への対策の推進等も掲げられている。トクリュウ対策について、木原内閣官房長官は「総合対策2.0(Ⅳ)に基づく取組を政府一体となって進めているところであり、トクリュウの撲滅を目指していく」旨答弁した¹⁷。

(3) 警察の組織体制整備

警察はトクリュウの実態解明・取締りを行うなど重要な役割を担っている。トクリュウは最新技術を悪用し、広域的に資金獲得活動を行うため、広域かつ弾力的な警察力の運用が重要である。警察においては、「部門横断的な組織体制作り」や「発生地主義¹⁸からの転換」による取締りの強化等が行われており、その取組を概観すると以下のとおりである。

令和4年12月、警視庁において、犯罪集団等に関する情報の集約・分析を行うとともに、事案対処のための部門横断的なタスクフォースを立ち上げ、実態解明及び取締りを推進する「犯罪集団等の実態解明及び取締りに関する特命チーム」が発足した。同チームの1つである「風俗・スカウトタスクフォース」は、東京都新宿区歌舞伎町を中心に全国の繁華街で女性を風俗店等に紹介する違法スカウトグループ「ナチュラル」や、違法カジノ「スピードグループ」傘下の店舗、中国人による中国人向けの風俗店などを摘発したとされる¹⁹。

令和6年3月、警察庁は組織犯罪対策要綱を改正したのに加え、「繁華街・歓楽街の安全・安心の確保に向けた総合対策の推進について(依命通達)」(令和6年3月6日付け警察庁乙生発第1号等)において、繁華街・歓楽街対策の強化が単なる局地的な問題を越え、トクリュウに対する戦略的な取締りを図る上で極めて重要であるとした。具体的には、主要な繁華街・歓楽街を管轄する都道府県警察²⁰において、関係各部門の横断的な連携等が可能な推進体制を確立して、犯罪組織の実態解明や取締りの徹底が行われることとされた。

次いで、令和6年4月、警察庁は、長官官房参事官(特殊詐欺対策及び匿名・流動型犯罪グループ対策担当)を設置し、これを司令塔として、各部門が一体となった対策を一層推進することとした。加えて、広域に行われる特殊詐欺について、全国警察が一体となって効率的に捜査を進めるため、他の都道府県警察から依頼を受けて管轄区域内で行うべき捜査を遂行する「特殊詐欺連合捜査班」(T A I T)を各都道府県警察に構築した。特に捜査事項が集中すると見込まれる警視庁、埼玉、千葉、神奈川、愛知、大阪及び福岡の7都府県警察では、それぞれ専従の捜査体制を構築し、全国警察から派遣される捜査員を加え、

¹⁷ 第219回国会参議院内閣委員会会議録第2号3頁(令7.11.20)

¹⁸ 発生地主義とは、事件が起こった場所を管轄する都道府県警察が一義的に捜査権限を持つことを指す。

¹⁹ 「匿名化する組織犯罪に立ち向かえ 警視庁の「特命チーム」、実態解明や壊滅に成果」(令6.2.1産経新聞オンライン) <<https://www.sankei.com/article/20240201-XRB42H776VN5BAW7HHE5TJB3BU/>> (以下、URLは全て令8.7.21最終アクセス)

²⁰ 北海道警察、宮城県警察、埼玉県警察、警視庁、千葉県警察、神奈川県警察、愛知県警察、京都府警察、大阪府警察、兵庫県警察、広島県警察及び福岡県警察。

合計約500人の捜査員を配置している²¹。

令和7年10月、ターゲットとすべきグループの中核的人物を選定した上で捜査力を集中的に投入し、徹底した実態解明と取締りを推進するため、警察庁にインテリジェンス組織として「匿名・流動型犯罪グループ情報分析室」を新たに設置し、各部門・各都道府県警察に点在する情報を一元的に集約・分析し、グループの中核的人物のあぶり出しや、刻々と変化する犯行手口の迅速な把握等を行うこととしている。加えて、警視庁に「匿名・流動型犯罪グループ対策本部」を、同本部に全国警察の捜査員からなる専従捜査体制である「匿流ターゲット取締りチーム」(T3)を新設し、取締りターゲットに関する実態解明、捜査等及び海外の特殊詐欺等の犯罪拠点に関する捜査等を行うこととしている²²。警視庁に置かれた「匿流ターゲット取締りチーム」(T3)は、「日本版FBI」や「準国家警察」の機能をトクリュウの捜査において果たすなどとされている²³。

(4) 主な国会論議

ア 新しい捜査手法の導入

犯罪に合った新しい捜査手法の導入について、坂井国家公安委員会委員長(当時)は、「令和6年12月に取りまとめた緊急対策に盛り込まれた仮装身分捜査を始め、匿名・流動型犯罪グループの首謀者等の検挙に資する新たな捜査手法についても、諸外国の事例や法制等も踏まえながら、社会情勢の変化に応じた不断の見直しを行うよう警察を指導してまいりたい」旨答弁した²⁴。政府は、これまで総合対策等を累次改定しているが、今後も対策のアップデート等を適時適切に行っていくことが求められる。

イ 特殊詐欺連合捜査班(TAIT)・匿流ターゲット取締りチーム(T3)

「特殊詐欺連合捜査班」(TAIT)、「匿流ターゲット取締りチーム」(T3)等は発生地主義から転換して捜査の効率化、高度化を進める抜本的改革である。

TAITの創設から1年経過した令和7年4月に、TAITの取組の実績、効果、課題についての評価を問われた警察庁政府参考人は、「設置した令和6年4月から同年12月末までにTAITを運用した共助依頼数は3,567件で、322事件の検挙につながった²⁵。全国各地で発生する特殊詐欺事件等の犯行拠点の多くが所在する首都圏等での捜査が迅速、円滑に実施できるようになるなどの効果が出ている。特殊詐欺事件等の捜査においては、犯行グループの中核被疑者や犯行拠点の摘発につなげていくことが重要であり、課題でもある。今後、TAITを更に有効に活用し、取締りを推進していく」旨答弁した²⁶。この点、課題として挙げられた犯行グループの中核的人物や犯行拠点の摘発を強化するのが、令和7年10月に設置された「匿名・流動型犯罪グループ対策本部」や「匿流

²¹ 国家公安委員会・警察庁『令和6年版警察白書』11頁、22頁

²² 国家公安委員会『国家公安委員会委員長記者会見要旨(令7.9.25)』、警察庁『匿流ターゲット取締りチーム運用要綱』(令和7年9月9日付け警察庁丁参組二発第11号の別紙)

²³ 『朝日新聞』(令7.10.2)、『毎日新聞』(令7.5.23)

²⁴ 第217回国会参議院予算委員会会議録第12号3頁(令7.3.26)

²⁵ 令和7年中の特殊詐欺連合捜査班(TAIT)を活用した特殊詐欺等の検挙件数は533件である(警察庁『令和7年における組織犯罪の情勢【確定値版】』4頁)。

²⁶ 第217回国会参議院内閣委員会会議録第6号17頁(令7.4.8)

ターゲット取締りチーム」(T3)であると言えよう。

T3等の位置付けについて、高市内閣総理大臣は、「警察においては、先般、全国から捜査員を集めてトクリュウを集中的に取り締まる体制を構築し、引き続き強化を図る」とした上で、「トクリュウの撲滅に向けて政府一体となって取組を進める」旨答弁した²⁷。

ウ 警察の人材確保策

トクリュウによる犯罪を始めとして治安課題が複雑多様化する一方、全国の警察官採用試験の受験者数は、平成22年度の約13万7,000人から令和6年度には約4万3,000人にまで落ち込み、内定辞退率は、10年間で約1.4倍となっており、各都道府県警察においては、想定以上の辞退率の増加により採用予定者数の確保に支障を来す例もみられ、警察官の採用をめぐる情勢は極めて厳しい状況にある²⁸。この点を問われた、あかま国家公安委員会委員長は、「優秀な人材の確保は、いわゆる複雑化する犯罪、多発化する犯罪に対して、死活的に重要な課題である」旨²⁹、「我が国の治安を左右する重要な課題であると認識しており、警察庁において、『将来を見据えた優秀な警察官の確保に向けた緊急対策プラン』を策定し、三本柱として、①組織の魅力向上、②若い世代への発信力強化、③採用の間口拡大を中心として各種取組を進める」旨答弁した³⁰。同プランの実施状況や効果は、トクリュウ対策の観点からも注目する必要があるだろう³¹。

2. 闇バイト（犯罪実行者の募集）

以下、主な手法・犯罪ごとに、その概要とトクリュウに関する主な国会論議を整理する。

（1）闇バイトの概要

トクリュウは闇バイト等の情報（犯罪実行者募集情報³²）を流し、使い捨ての実行役を手広く募集している。令和7年中のトクリュウによるものとみられる主な資金獲得犯罪（詐欺、強盗、窃盗、薬物事犯、風営適正化法違反）の検挙人員は6,679人であるが、そのうちの約3割の者はSNSによる闇バイト等情報が、犯行への応募・加担の経緯となっている³³。

闇バイト等情報は、①X（旧：Twitter）等のSNSで「高額」「即日即金」「ホワイト案件」等、「楽で、簡単、高収入」を強調する、②SignalやTelegramといった匿名性の高いアプリに誘導して個人情報を送信させ、脅迫するという2つの大きな特徴を有している³⁴。

募集時は、①のとおり高額報酬をうたっているが、実際は、「危険を冒して次々と犯罪を実行したにもかかわらず、一切の報酬が支払われなかった」、「警察に密告された結果、逮捕されてしまった」といった事例に見られるように、犯行グループは約束の報酬を元から

²⁷ 第219回国会参議院本会議録第4号21頁（令7.11.6）

²⁸ 警察庁『将来を見据えた優秀な警察官の確保に向けた緊急対策プラン』2頁

²⁹ 第219回国会衆議院内閣委員会議録第2号4頁（令7.11.19）

³⁰ 第221回国会参議院内閣委員会議録第2号21頁（令8.4.2）

³¹ この点、警察庁政府参考人は、「今般の『将来を見据えた警察組織の構造改革及び優秀な警察官の確保に向けた指針』の策定から一定の期間が経過した時期に取組全体の進捗について国家公安委員会に報告した上で公表もしていく」旨答弁した（第221回国会参議院内閣委員会議録第5号12頁（令8.4.21））。

³² 警察庁では、バイトではなく犯罪であることを強調するため、「犯罪実行者募集情報」などとしている。

³³ 警察庁『令和7年における組織犯罪の情勢【確定値版】』14頁

³⁴ 警察庁『犯罪実行者募集情報の特徴』

支払うつもりはなく、都合よく利用した後、簡単に「捨て駒」として切り捨てるとされる。また、一度でも闇バイトに応募し、個人情報を送付すると犯罪グループはそれを活用して脅し等を行うことにより、警察に逮捕されるまで使われ続ける実態があるとされる³⁵。

（２）主な国会論議

ア 犯行に加担させないための対策

（ア）闇バイト等情報の削除

インターネット利用者からの違法情報等に関する情報を受理し、警察への通報、サイト管理者等へ削除依頼を行う「インターネット・ホットラインセンター（ＩＨＣ）」の取組状況について警察庁政府参考人は、「ＩＨＣにおいては、令和７年、犯罪実行者募集情報6,679件について削除依頼を実施し、このうち6,351件が削除された。削除率は95.1%になる。引き続き、警察庁としては、犯罪実行者募集情報を含む違法情報等に対する取組を推進し、安全・安心なサイバー空間を確保するよう努める」旨答弁した³⁶。

また、警察では、ＳＮＳ上で発信される闇バイトの投稿に対して、投稿者等へ個別警告するＡＩを活用しており、平デジタル大臣（当時）は、「トクリュウ対策で闇バイトに関するＳＮＳでの怪しい書き込みの抽出にＡＩを導入したところ、デジタル庁の試算によると警察庁の業務量が８割削減できた」旨答弁した³⁷。

（イ）警察による闇バイト応募者への保護措置

警察は、闇バイトの応募者や家族に対してホテルに避難させたり、パトロールを強化したりする保護措置をとっている。普及啓発として、石破内閣総理大臣（当時）や警察庁幹部がＳＮＳを通じて闇バイトへ応募してしまった者に対して、勇気を持って抜け出し、警察へ相談（警察相談専用電話（＃9110）又は近くの警察署での相談）することを呼びかけ、警察に相談に来てくれれば必ず保護することを周知した。最初に呼びかけを行った令和６年10月18日から令和８年５月末までで、保護措置を699件講じたとされている³⁸。保護措置を講じた年齢層について、警察庁政府参考人は、「令和６年10月18日から令和８年３月末までの間にこの保護措置を講じるに至った当事者のうち、20代以下が全体の約７割を占めている」旨答弁した³⁹。

イ 犯罪者を逃がさないための対策

（ア）仮装身分捜査⁴⁰

仮装身分捜査は、捜査員がその身分を秘して架空の身分証を提示するなどして、イン

³⁵ 警察庁『犯罪実行者募集の実態～少年を「使い捨て」にする「闇バイト」の現実～』

³⁶ 第221回国会参議院内閣委員会会議録第４号11～12頁（令8.4.16）

³⁷ 第216回国会参議院地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会会議録第５号９～10頁（令6.12.23）、第217回国会衆議院予算委員会会議録第７号27頁（令7.2.7）

³⁸ 警察庁『今後の幸せな人生のために～闇バイトで人生を棒に振らないために知っておくべき５つのこと～（事例集）』５頁

³⁹ 第221回国会参議院内閣委員会会議録第４号13頁（令8.4.16）。警察庁資料では、令和８年５月末時点の数字として、当事者の年代別の割合では、10代が全体の約３割、20代が全体の約４割となっており、これまで保護された人は誰一人として襲われていないとされている（警察庁『今後の幸せな人生のために～闇バイトで人生を棒に振らないために知っておくべき５つのこと～（事例集）』５頁）。

⁴⁰ 高市内閣総理大臣は、自由民主党治安・テロ・サイバー犯罪対策調査会の会長として、令和６年12月に仮装身分捜査の導入、令和７年３月に架空名義口座の導入（後述）を政府に提言している。

ターネット上の犯罪実行者募集に応じ、詐欺や強盗などの検挙につなげる捜査手法である。令和7年1月に『仮装身分捜査実施要領』が定められた⁴¹。それまでは、犯罪実行者募集に応じる「雇われたふり作戦」を行うことはできたが、架空の身分証を提示することは行われてこなかった。警察庁政府参考人は、「仮装身分捜査は、詐欺や強盗などの被害発生前に実行犯等を早期確保することにより、犯罪グループの実態や首謀者等の特定に資する情報を得る機会も増えるなど、一定の効果がある」旨答弁した⁴²。

令和7年における仮装身分捜査の実施状況について、警察庁政府参考人は、「実施件数が13件、強盗予備、詐欺未遂での4件5名の被疑者を検挙した。また、被害防止については、検挙4件を含め7件となっている」旨答弁した⁴³、⁴⁴。このように被害を未然に防止する効果が実際に生じている。今後、実施件数が増えれば、トクリュウが闇バイトで実行犯を募集すること自体を抑止する効果も期待されるだろう。

（イ）匿名性の高いアプリ対策（デジタルフォレンジック）

デジタルフォレンジックとは、犯罪の立証のための電磁的記録の解析技術及びその手続きを指す。トクリュウ対策におけるデジタルフォレンジックに関して、警察庁政府参考人は、「警察は、これまでも情報技術解析の高度化に努めてきたが、令和6年度補正予算において、スマートフォン端末の解析を円滑化するための資機材、被疑者間の関係性の分析の高度化、可視化を図るための資機材の整備に係る予算を計上している。これら資機材を利用した解析や分析の結果を捜査に活用することにより、首謀者の検挙を含めた事件の早期解決を目指す」とした一方で、「アプリ内のそうした高度に秘匿化されたデータが復号できるかに関しては、犯人側に対策を講じられることがあるので、答えは差し控える」旨答弁した⁴⁵。トクリュウの特徴の1つである「中核的人物の匿名化」を担保している「匿名性の高い通信アプリ」に対して、解析や事業者との連携⁴⁶により効果的な対策ができれば、トクリュウの実態解明、撲滅に大きな足がかりとなると考えられる。

3. 闇バイト強盗

（1）概要

⁴¹ 実施要領ではなく、法律で位置付けるべきではないかと問われた警察庁政府参考人は、「海外における身分を仮装して行われる捜査については、過去警察庁において調査をしたところによれば、法令やガイドライン等に従って、例えば、捜査員が仮装の身分を用いて経済活動などを行うことや、犯罪組織に一定期間潜入して組織の情報を収集し、必要に応じて犯罪行為を行うといった捜査活動が行われており、我が国において実施要領に基づき実施している仮装身分捜査とはその内容が大きく異なっている。その上で、我が国で行う仮装身分捜査については、現行法の下において実施可能な範囲で行っているものであり、新たな立法措置を行う必要はないと考えている」旨答弁した（第221回国会参議院内閣委員会会議録第10号（令8.5.26））。

⁴² 第219回国会衆議院内閣委員会会議録第3号5頁（令7.11.21）

⁴³ 第221回国会参議院内閣委員会会議録第4号14頁（令8.4.16）

⁴⁴ また、警察庁政府参考人は、「仮装身分捜査の実施に当たり、犯人に接触する捜査員その他の従事する職員の安全確保は極めて重要であり、万全を期している。これまでに捜査員に危険が及んだ例は承知していない」旨答弁した（第221回国会参議院内閣委員会会議録第10号（令8.5.26））。

⁴⁵ 第216回国会衆議院内閣委員会会議録第4号28頁（令6.12.18）

⁴⁶ 緊急対策（Ⅲ）で掲げられた事業者の日本窓口設置の働き掛けについて、総務省政府参考人は「海外事業者に対し、外務省を始めとする関係省庁と協力しながら、日本法人窓口の設置など、情報提供の迅速化のための環境整備に向けた働き掛けを進めている」旨答弁したが、無視されているのではないかと追加の質疑に対して、「1月末から具体的なやり取りを始めたところであり、無視されているという指摘であるが、引き続き働き掛けを実施している」旨答弁した（第217回国会参議院内閣委員会会議録第3号12頁（令7.3.24））。

強盗については、SNSや求人サイト等で「高額バイト」、「即日即金」等の文言を用いて実行犯が募集された上で敢行される実態がうかがわれる（いわゆる「闇バイト強盗」）。こうしたトクリュウによるものとみられる手口により敢行された強盗・窃盗等事件は、令和3年9月以降、令和6年3月までに22都道府県において78件発生しており、これらの中には、被害者を拘束した上で暴行を加えるなど、その犯行態様が凶悪なものもみられる^{47、48}。なお、関東1都3県において発生した一連の強盗事件で、警察は18事件55名（のべ93名）を逮捕し、指示役4名と全ての事件で全ての実行犯を逮捕している⁴⁹。

（２）主な国会論議（闇バイト強盗に係る認識と総合対策（Ⅲ）に基づく取組の効果）

闇バイト強盗について、坂井国家公安委員会委員長（当時）は、「いわゆる闇バイト強盗は、国民の皆様本当に大きな不安を与えている。このような状況を踏まえ、犯罪対策閣僚会議において緊急対策（Ⅲ）が取りまとめられて、内閣総理大臣からもこれを徹底して行うよう指示があった。闇バイトによる強盗事件等に対しては、警察は既に実行犯はほとんど検挙しているが、匿名性の高いアプリ対策が重要な課題である。様々な対策を取る中で、必要があれば更なる対策の充実、その先には、検討の上、法制化が必要な可能性もある。不断の検討を進めていく」旨答弁した⁵⁰。この答弁後に作成された「Ⅲに基づく取組状況」（令和7年3月末時点）を見ると、闇バイト強盗事件等の現状について、「Ⅲの決定後、募集情報件数が減少し、闇バイトによると認められる強盗の発生の把握もなく一定の効果が認められる」などとしていた。他方、令和8年5月、栃木県において闇バイトによる強盗殺人事件が発生しており、引き続き闇バイト強盗についても不断の検討が求められる。

４．ニセ警察詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺を始めとする特殊詐欺⁵¹

（１）概要

近年、特殊詐欺の被害状況が急激に悪化しており、令和7年の特殊詐欺の総認知件数は、4万3,000件（+1万1,720件、+37.5%）、被害総額は約3,257.4億円（+約1,266.7億円、+約63.6%）と、前年に比べて総認知件数、被害総額共に著しく増加した。

特に、特殊詐欺の中では、「警察官等をかたり捜査（優先調査）名目で現金等をだまし取

⁴⁷ 国家公安委員会・警察庁『令和6年版警察白書』6頁

⁴⁸ この点、犯罪心理学者の出口保行氏は、少年の場合、特に集団で暴力行為を行う場合、エスカレートする傾向が顕著に認められる。未成年で刺激に対する耐性ができていないため、犯行場面になると極度の興奮状態に陥り、抑制が利かなくなることが多く、ましてや集団で犯行に及ぶ際は、こうした傾向がいっそう強く見られるようになると分析している（「16歳少年が20カ所刺す凄惨、栃木強盗殺人」が映す現代の犯罪像…闇バイトで進む「犯罪者の素人化」」（令和8.5.19東洋経済オンライン）〈<https://toyokeizai.net/articles/-/944949?display=b>〉）。令和7年におけるトクリュウによるものとみられる主な資金獲得犯罪（強盗含む。）の年齢層別の検挙人員を見ると、10代（14～19歳）が1,048人と全体の検挙人員（6,679人）の約15.7%を占めている。なお、20代前半の検挙人員は1,564人である（警察庁『令和7年における組織犯罪の情勢【確定値版】』14頁）。

⁴⁹ 警察庁『今後の幸せな人生のために～闇バイトで人生を棒に振らないために知っておくべき5つのこと～（事例集）』1頁

⁵⁰ 第216回国会参議院内閣委員会会議録第3号9頁（令和6.12.19）

⁵¹ 警察庁は、令和8年から「SNS型投資・ロマンス詐欺」を「特殊詐欺」の一手口として位置付けた。本稿における「特殊詐欺」は「SNS型投資・ロマンス詐欺」を含むものとして記述する（統計は『令和7年における特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の認知・検挙状況等について（確定値）』（警察庁）を基に、特殊詐欺とSNS型投資・ロマンス詐欺の数字を足し合わせている。）。

る手口（以下「ニセ警察詐欺」という。）⁵²、「SNS型投資詐欺」及び「SNS型ロマンス詐欺」⁵³の被害が顕著である。令和7年における認知件数・被害額は、「ニセ警察詐欺」1万1,014件・1,005.0億円、「SNS型投資詐欺」9,523件・1,288.0億円、「SNS型ロマンス詐欺」5,645件・546.4億円となっている。

特殊詐欺を敢行するトクリュウは、闇バイトで「受け子」等を募集するほか、首謀者、指示役、実行役の間の連絡手段には匿名性の高い通信アプリが使用されている。さらに、架け場等の拠点を小規模化・多様化して短期間で移転させる傾向を強めているほか、首謀者や指示役、架け子・架け場が東南アジアを始めとする海外に所在するケースもみられる⁵⁴。

（２）主な国会論議

ア 海外拠点対策

近年、警察官等を装う特殊詐欺等が東南アジアを始めとする海外拠点から実行されている状況が見られる。この点、警察庁政府参考人は、「海外を拠点に敢行される特殊詐欺などについては、海外当局と情報交換や事件捜査における関係者の供述等を通じて実態把握に努めている」旨答弁したほか、石破内閣総理大臣（当時）は、「場合によっては、国際会議などの日本がイニシアティブを取る形でリーダーシップを発揮して行かなければならない。日本人に多くの被害者がいることから考えても、日本のイニシアティブ、リーダーシップは必要である」旨述べた上で、内閣総理大臣がリーダーシップを取って世界と連携して解決を目指すのか問われ、「私はそのつもりである」旨答弁した^{55, 56}。

イ 犯罪手口の広報啓発・詐欺電話対策

特殊詐欺の被害に遭わないために国民の啓発運動をすべきではないか問われた、高市内閣総理大臣は、「既に各種メディアでも取り上げられ、注意喚起もしていただいているが、詐欺の手口がかなり速く変わっていった、それから危険性も増しているということ、それから具体的に講ずるべき対策について国民への効果的な広報啓発を進めるというこ

⁵² 「ニセ警察詐欺」とは、自宅の固定電話や携帯電話宛に、警察官を名乗り、「あなたの口座が犯罪に使われている」「あなたの携帯電話が不正に契約された」などと様々な理由をつけて、「資産を保護する」、「口座を調査する」などといって、現金をだまし取ったり、振り込ませたりする詐欺の手口である。警察官役の犯人が、偽の警察手帳や逮捕状を見せてくるケース、ビデオ通話での連絡に移行するケースや、警察本部や警察署等の代表電話番号を偽装表示する手口、ニセの警察ウェブサイト誘導する手口などがある。

⁵³ 「SNS型投資詐欺」は、SNSのダイレクトメッセージで接触後、被害者をLINEなどの他のSNSに誘導し、「株や暗号資産に投資すれば利益が得られる」などと言葉巧みに被害者を信用させ、最終的に、「投資金」や「手数料」などという名目で、ネットバンキングなどの手段により、金銭等を振り込ませる詐欺の手口である（SNS型ロマンス詐欺に該当するものを除く。）。また、「SNS型ロマンス詐欺」は、SNSやマッチングアプリなどを通じて出会った者と、実際に直接会うことなくやり取りを続けることで恋愛感情や親近感を抱かせ、金銭等をだまし取る詐欺である。

⁵⁴ 『令和7年における特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の認知・検挙状況等について（確定値）』（警察庁）23頁によると、「特殊詐欺の架け子等として海外拠点で稼働していた者からは、「パスポートとスマホを取り上げられ、帰るなら数百万払えと言われた」、「詐欺をやりたいと言った」、「臓器を売るぞ」、「家族を殺す」等と脅された」、「ミスをしたり、管理者の指示どおりにやらないと暴力を受け、ひどいときにはアルコールをかけられ火をつけられた」といった海外拠点での状況に関する供述が得られている」とされる。

⁵⁵ 第217回国会参議院予算委員会会議録第2号21～22頁（令7.3.5）

⁵⁶ 令和7年12月10日・11日に、東南アジア諸国の捜査機関等との間で、情報交換や協議を通じて、取締りの重要性について認識を共有するとともに、国際連携を強化する「アジア詐欺対策国際会議」が東京都で開催された。また、令和8年6月に、警察庁は東南アジア各国と詐欺対策の連携強化のため、タイに特殊詐欺の連絡担当官を配置したとされる（『読売新聞』夕刊（令8.6.18））。

とは極めて重要である。重点的に取組は進めているが、さらに今後幅広く、関係機関だけでなく、様々な団体、それから民間事業者の協力も得ながら、国民の皆様の理解を広げていかなければならないと思う」旨答弁した⁵⁷。

また、令和7年の特殊詐欺（SNS型投資・ロマンス詐欺を除く）において、犯人側が被害者側に接触する最初の通信手段の約8割が電話であり、犯行に利用された電話番号のうち75.5%は国際電話番号である⁵⁸。警察庁参考人は、「民間事業者の最新の技術やノウハウを活用して開発をしたスマートフォンへの国際電話を遮断するなどの機能⁵⁹を有する特殊詐欺対策アプリを警察庁推奨アプリとして認定し、関係機関、団体と連携しながら普及促進に努めるとともに、このアプリなどにおいて特殊詐欺の最新の手口などの防犯情報を発信している」旨答弁しており⁶⁰、現在2つのアプリが認定されている⁶¹。さらに、政府は、固定電話については、国際電話不取扱受付センター（0120-210-364）での国際電話の利用休止の呼びかけを行っている。

固定電話及び携帯電話対策の実績は、「国際電話の利用休止手続件数」が約99万2,600件（令和8年4月末時点）、「警察庁推奨アプリのダウンロード総数」が約114万2,800件である（令和8年5月末時点）⁶²。固定通信が約1,300万件、移動通信（携帯電話等）が約2億2,000万件契約されていることを鑑みると（令和6年末時点）⁶³、決して多い数字とは言えず、一層の周知を図ることが重要である。

5. 預貯金口座等の金融サービスを悪用するマネー・ローンダリング

（1）概要

トクリュウは、詐欺等で得た犯罪収益を預貯金口座、暗号資産等の金融サービスを悪用してマネー・ローンダリング（資金洗浄。以下「マネロン」という。）している実態がある。詐欺等においては、犯罪グループが匿名性を高めるため、他人名義の口座（口座売買等の不正な譲渡により犯罪グループに渡った口座）や「送金バイト」（有償で他人に依頼してその人の口座を介して送金させる手口）を利用し、犯罪収益等の隠匿が行われた結果、マネロン事犯の検挙件数も増加している。

こうした状況を踏まえ、金融サービスを悪用したマネロンへの実効的な対策を盛り込んだ犯罪収益移転防止法改正案が第221回国会（令和8年特別会）に提出され、令和8年6月に成立している（令和8年法律第34号）。同改正法は、①預貯金通帳の不正譲渡等に対する

⁵⁷ 第219回国会参議院予算委員会会議録第2号16頁（令7.11.13）

⁵⁸ 警察庁『令和7年における特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の認知・検挙状況等について（確定値）』4頁、7頁

⁵⁹ 警察庁推奨アプリの主な機能は、①国際電話番号の発着信一括ブロック・警告（Androidのみ）、②特殊詐欺等の犯行に利用された番号（国際電話番号を含む）の発着信ブロック・警告、③警察庁から特殊詐欺に関する防犯情報のお知らせ、④民間事業者の最新技術等を活用、とされている。

⁶⁰ 第221回国会衆議院内閣委員会会議録第2号25頁（令8.4.8）

⁶¹ アプリのセキュリティを問われたあかま国家公安委員会委員長は、「アプリ提供企業において、警察庁の作成した警察庁推奨アプリ認定基準に基づいてデータ管理などのセキュリティ対策を厳格に行っており、安心して使用できるものと認識している」旨答弁した（第221回国会衆議院内閣委員会会議録第17号（令8.6.3））。

⁶² 警察庁『令和8年4月末における特殊詐欺の認知・検挙状況等について（暫定値）』、警察庁『令和8年5月末における特殊詐欺の認知・検挙状況等について（暫定値）』

⁶³ 総務省『令和7年情報通信白書』67頁

罰則の引上げ、②いわゆる「送金バイト」に対する罰則の創設、③「架空名義口座」を利用した新たな措置の創設を3本柱としている。③は、総合対策2.0(Ⅳ)に盛り込まれた対策であり、警察が金融機関等の協力を得て、「架空名義口座」を開設し、口座売買で売るなどしてトクリュウ等へ譲渡した上で、当該架空名義口座の状況を把握して、入金された詐欺等の被害金の犯罪利用防止を図るものである。

また、令和8年6月1日から、特殊詐欺の被害金の迅速な追跡を可能とし、被害の拡大防止・回復に資するため、警察庁が金融機関と協定を締結し、都道府県警察から協定締結金融機関に照会するに際して、警察庁を介してオンラインで照会を行い、協定締結金融機関は迅速に回答する官民協働型の枠組みの運用を開始している。

(2) 主な国会論議（架空名義口座を利用した措置）

架空名義口座を活用した捜査により、指示役等を含めた一体的なトクリュウの解体まで視野に入れているか問われた警察庁政府参考人は、「トクリュウの関与する特殊詐欺は極めて深刻な状況にある。これらの犯罪においては、預貯金口座等の金融サービスがその犯行やマネロンに悪用されている実態が見られる。この実態を踏まえ、今回の法案では、預貯金通帳の不正譲渡等の罰則の引上げや、いわゆる送金バイトに対する罰則の創設のほか、いわゆる架空名義口座を利用した措置の創設を行うことにより、預貯金口座等の利用の適正を図ることとしており、これらはトクリュウによる犯罪の抑止につながるものと考えている。また、架空名義口座を利用した措置については、その実施に当たって得られた情報を基に、警察が捜査を行うこともあり得るところであり、本措置の実施を通じて受け子、出し子等の末端被疑者の検挙はもとより、トクリュウの中核的人物の検挙に向けて全力を尽くしていく」旨答弁した⁶⁴。

6. 悪質ホストクラブ問題

(1) 概要

ホストクラブをめぐっては、女性客の好意等に乗じて高額な飲食をさせて、女性客の支払能力を超える多額の債務（売掛金）を負わせ、売春（いわゆる「立ちんぼ」⁶⁵、海外売春など）や性風俗店での稼働を余儀なくさせる⁶⁶など、ホストクラブ、スカウトグループ（性

⁶⁴ 第221回国会衆議院内閣委員会第16号（令8.5.29）

⁶⁵ 歌舞伎町周辺では、いわゆる「立ちんぼ」と呼ばれる路上で売春の勧誘を行う者が増えている。海外からセックスツーリズムで日本に来る者もいるとする記事もある（「香港紙、東京は「アジアの売春観光都市？」 歌舞伎町で外国人相手に横行「中国人多数」」（令6.11.19産経新聞オンライン）〈<https://www.sankei.com/article/20241119-7ZQNT20NRBDJ5FF3RPTRRUGWTE/>〉）。この状況を踏まえ、高市内閣総理大臣は、「政府として、近時の社会情勢などを踏まえた売買春に係る規制の在り方について必要な検討を行う」旨答弁し（第219回国会参議院本会議録第4号21頁（令7.11.6））、後日、「売春の相手方（買う側）に対する処罰の必要性」ということで、売買春に係る規制の在り方について必要な検討を行うことを法務大臣に指示する」旨答弁した（第219回国会衆議院予算委員会議録第4号25頁（令7.11.11））。現在、法務省において検討されている。

⁶⁶ こうした事案は国際組織犯罪防止条約人身取引議定書に定める「人身取引」に該当し得る（第217回国会衆議院内閣委員会議録第21号3頁（令7.5.16））。また、警察庁政府参考人は、「令和5年から令和6年の2年間に売春防止法で検挙された女性約680人のうち、ホストクラブにおける遊興を主たる売春の動機と供述した者は約120人に上り、そのうち約9割が10代から20代の若い女性であった」旨答弁した（同16頁）。歌舞伎町で売春防止法違反（客待ち）の疑いで現行犯逮捕された女性の動機については、ホストらへの借金返済や遊興費が令和5年は43%、令和6年は31%といずれも最多であるとされる（「「ホストのため」が依然として最

風俗店へ女性をあっせんするグループ)、性風俗店等が女性を徹底的に搾取する卑劣なビジネスモデル⁶⁷が存在し、社会問題となっている⁶⁸。こうしたホストクラブ等の中には、無許可営業等の違法行為を行う店舗も見受けられるとともに、事案の背後で暴力団やトクリュウが不当に利益を得ているとされる。

第217回国会(令和7年常会)では、悪質ホストクラブ対策が盛り込まれた改正風営適正化法が成立した(令和7年法律第45号)。同法は、①接待飲食営業に係る遵守事項・禁止行為の追加、②性風俗店によるスカウトバックの禁止、③無許可営業等に対する罰則の強化、④風俗営業からの不適格者の排除の四本柱で構成されている⁶⁹(令和7年11月28日までに全面施行)。

また、令和7年6月に「接待飲食営業における広告及び宣伝の取扱いについて(通達)」(令和7年6月4日付け警察庁丁保発第104号)が示され、営業成績を示すなど接客従業者間の競争を強調する文言の表示(「〇億円プレイヤー」、「指名数No.1」、「総支配人」、「神」、「SNS総フォロワー数〇万人」など)、客に対して接客従業者を応援すること等を過度にあおる文言の表示(「〇〇を推せ」、「〇〇に溺れろ」など)が規制違反と明示された。

(2) 主な国会論議(スカウトグループ(トクリュウ)について)

衆・参内閣委員会における風営適正化法改正案に対する附帯決議には、「悪質ホストクラブ問題の背後で暴力団や匿名・流動型犯罪グループ等の犯罪者集団が不当に利益を得ている事例があることに鑑み、本法の執行を通じ、これらの者を風俗営業から排除する取組を徹底すること」とある⁷⁰。坂井国家公安委員会委員長(当時)は、「引き続き違法行為に対する厳正な取締り等を行うことで、悪質ホストクラブに係る違法なビジネスモデルの解体及び最終的に利益を得ている実質的な責任者やグループの排除を進める、ここまでしっかりやるように警察庁を指導する」旨答弁しており⁷¹、警察は、スカウトグループでトクリュウの「アクセス」や「ナチュラル」のトップらを検挙している。

また、こうしたトクリュウの実態について、坂井国家公安委員会委員長(当時)は、「スカウトグループ「アクセス」は、約300人構成員がいて、全国で1,800の性風俗店に女性を紹介して、5年間で70億円、また、スカウトグループ「ナチュラル」は、1,500人構成員が

多…大久保公園の売春「客待ち」、ホストから「口封じ」されるケースも」(令6.12.4東京新聞オンライン)<<https://www.tokyo-np.co.jp/article/371526>>)。

⁶⁷ 悪質ホストクラブに係る恋愛商法に関して、警察庁政府参考人は、「実際にホストクラブを検挙した中には、営業マニュアルのようなものを従業員に徹底して、女性を搾取するようなことをやっていたところもある」旨答弁した(第217回国会衆議院内閣委員会議録第21号15頁(令7.5.16))。

⁶⁸ 第217回国会参議院予算委員会会議録第2号21頁(令7.3.5)

⁶⁹ 同法の規制は、いわゆるホストクラブだけでなく、キャバクラ等の風営適正化法第2条第1項第1号の風俗営業(1号営業)に該当するものが対象となる。なお、キャバクラ等においても、無許可営業等の違法行為や、ぼったくり等の悪質な事例が確認できる。他方、悪質ホストクラブ問題との違いは、悪質なホストクラブでは、客に支払能力を超える多額の債務を負わせ、売春等で稼働させる構造・ビジネスモデルが形成されており、それを前提に客に債務を負わせている点にあると考えられる。

⁷⁰ 両附帯決議の「二」参照(衆議院ウェブサイト<https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/naikaku7D9B42516516C76249258C8C00130F0E.htm>、参議院ウェブサイト<https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/217/f063_040301.pdf>)。

⁷¹ 第216回国会参議院内閣委員会会議録第3号10頁(令6.12.19)

いて、全国で約4,000の性風俗店に女性を紹介し、1年間で約50億円の収益を得ていたと見ている」旨答弁した⁷²。

また、新宿区との連絡会において、歌舞伎町のホストクラブの代表は「高額の支払いをするために、過酷な勤務を斡旋するなどトクリュウと呼ばれる反社会勢力との関係を断絶する」としている⁷³。

7. その他の犯罪

以上のほか、トクリュウは、組織的窃盗・盗品流通事犯（主に外国人で構成されるトクリュウ等により組織的に金属盗⁷⁴や自動車盗、万引きが敢行されているとされる。）、悪質リフォーム事犯（令和7年の悪質リフォーム事犯は83件で、そのうち34件はトクリュウが関与している⁷⁵。）、主にフィッシングによるものとみられるインターネットバンキングに係る不正送金事犯、オンラインカジノに係る賭博事犯、薬物事犯（トクリュウによるものとみられるものが検挙人員の約13%を占める⁷⁶。）等多くの犯罪に関与している⁷⁷。これらの犯罪についても引き続き、動向を注視する必要がある。

8. おわりに

トクリュウによる犯罪により多くの人の人生や財産が奪われている。政府には、トクリュウの犯行を抑止する効果が高いと見込まれる匿名性の高い通信アプリ対策、仮装身分捜査、架空名義口座を用いた捜査などを始めとする現在の各種取組を発展させること、技術の進展等による犯罪手口の巧妙化によって対処が困難な事案の発生が見込まれることから更なる犯罪防止手法に関し法制度面も含めた検討を行うこと⁷⁸に期待したい。国会ではトクリュウによる犯罪の対策手法に係る立法はもちろん、質疑等を通じて政府の取組を監視し、対策強化につなげていく必要があるだろう。また、民間企業や一個人においても被害防止策を講ずるなど、社会全体で犯罪に対する抵抗力を高めることが重要となるだろう。

（よしだ のりひと）

⁷² 第217回国会衆議院内閣委員会議録第21号7頁（令7.5.16）

⁷³ 令和5年12月5日に行われた新宿区とホストクラブの代表者との連絡会での発言。同会見でホストクラブの代表者は、①ホストクラブは生活が破綻するような営業を行わない。②既に発生している高額な売掛被害に関しては行政機関等と連携し、真摯に対応する。③売掛については店舗で管理し、ホストと客との個人間の貸し借りをなくす。④支払時の入金率を段階的に調整し、令和6年4月には売掛をなくす方針を採用する。⑤20歳未満の入店は断り、20歳以上であっても、学生には高額な請求にならないようにする。⑥高額の支払いをするために、過酷な勤務を斡旋するなどトクリュウと呼ばれる反社会勢力との関係を断絶する。上記の目標を達成するために業界団体を組織する等とした。その後、同業界団体である「日本ホストクラブ健全化推進協議会」（JHCA）が発足している。こうしたホストクラブ側の取組にも注目したい。

⁷⁴ 金属盗については、新法が制定されており、令和8年6月1日に全面施行された。同法の詳細は、吉田徳仁「金属盗対策法案の国会論議―太陽光発電施設からの金属ケーブル窃盗等に係る対策―」『立法と調査』No. 478（令7.9.29）を参照。

⁷⁵ 警察庁『令和7年における生活経済事犯の検挙状況等について』11頁

⁷⁶ 警察庁『令和7年における組織犯罪の情勢【確定値版】』83頁

⁷⁷ 国家公安委員会・警察庁『令和6年版警察白書』6～8頁

⁷⁸ 衆・参内閣委員会における犯罪収益移転防止法改正案に対する附帯決議「六」参照（衆議院ウェブサイト<https://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/naikaku430AC2687499B61149258E060010A26D.htm>、参議院ウェブサイト<https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/221/f063_041601.pdf>）。